

日時 2021年9月13日（月）講演19：30～21：00（質疑含む）

演題 プラスチックの循環的利用に向けた法制度のあり方

講師 倉阪秀史さん（千葉大学大学院 社会科学研究院教授）

申し込みは3R全国ネット(reuse@citizens-i.org)にメールでお願いします。
件名を「プラ削減オンラインセミナー9月13日視聴希望」とし、氏名・所属・TELを記載してください。後日、視聴用のURLをお送り致します。

参加費 無料
先着100名まで



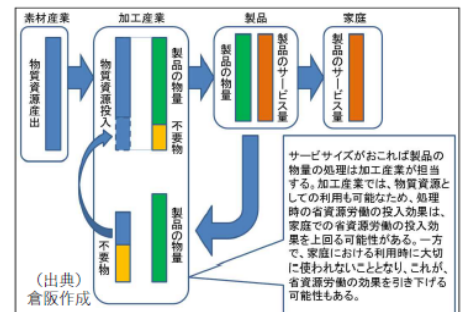
【講師プロフィール】

1987年から1998年まで環境庁で勤務。地球温暖化や循環型社会政策の立ち上げ、環境基本法案の立案などにかかわる。2006年から、全国の自治体の再生可能エネルギー供給量などを推計する「永続地帯研究」を実施。2017年に全国の自治体の人口減少のインパクトを視覚化する「未来カルテ」公表。環境政策論、持続可能性の経済学、合意形成論。主著に、『持続可能性の経済理論』東洋経済新報社、『環境政策論第3版』信山社、『政策合意形成入門』勁草書房など。

○ 「サービサイズ」の効果と障壁

サービサイズの効果

- ① 長寿命・高効率・低廃棄のものづくりが本格化する
壊れやすいもの、維持費用がかかるもの、捨てにくいものをつくると、負担すべき費用が上がってしまうため、設計段階でこれらの削減が本格的に検討される。
- ② 「使用」に対して課金を行うため、個別所有に伴うオーバースペックは解消される。
必要ときに使えばよいので、オーバースペックはなくなる。
- ③ まだ使えるモノを有効に活用できる
使用済みの生産物が「生産者」に戻る場合には、製品の全部または一部の再使用、原材料としての再生利用が容易となる。
- ④ 使用済みとなった場合であっても原材料としての質が劣化しない
「生産者」に戻る場合に、その製品のみが集められることとなるため、原材料などとしての質が劣化しない。
- ⑤ 計画的に維持管理・廃棄費用を積み立てられる。
維持管理・廃棄のための費用は、「生産者」によって計画的に積み立てられることとなる。（引当金などの制度は必要）



サービサイズの障壁

- ① 一般廃棄物にかかる市町村の処理責任との不整合
生産者が消費者に売り渡した製品については、現行の責任分担のままだと市町村が処理費用を負担する（税金で負担）こととなる。生産者がサービサイズに転換すると、使用後の処理責任を生産者が負うことになる。
いまのままだと、生産者は所有権を売り渡した方が得になる。
- ② サービスに関する商慣行の未熟さ
サービサイズに移行すると、生産者と消費者の関係が、通信サービスのプロバイダーと利用者の関係のようなものになる。
利用者の囲い込みが発生したり、不適当な値付け・提供できないサービスの保証などが起こったりする可能性がある。

生産者の責任で廃棄物処理を行うべき廃棄物カテゴリー「製品廃棄物」を設けて、「製品廃棄物」には、拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility)の考え方を適用することが必要。

製品の生産時のみならず消費後の環境負荷についても生産者に責任を負わせようとする環境政策のアプローチ。製品廃棄物の処理責任を市町村から生産者の側にシフトさせ、製品の設計段階で環境配慮を行う誘因を与えるようとするもの。